

標準勤続者賃金調査

回答時の参考資料

○用語の定義

「標準勤続者」

- ・ 基準年齢で学校を卒業後、ただちに入社し勤続している者であって、調査票内における賃金表中の学歴、職掌および年齢別に定める勤続年数に該当する者をいう。

「所定内賃金」

- ・ 労働者の1ヶ月の所定労働日および所定労働時間の労働に対して支払われる賃金(税込の金額)のことをいい、職種や勤続年数、年齢、学歴などを勘案して決定する「基本給」に、役付手当や家族手当などの1ヶ月に決まって支払われる「諸手当」を合算したもの。なお、時間外手当、休日出勤手当その他所定外労働に対する賃金は含まれない。

「事務技術」および「技能」

- ・ 「事務技術」とは、総務や経理、営業、人事、研究等の管理・事務部門に従事する労働者をいう。一方、「技能」とは、「事務技術」労働者以外の労働者をいい、生産現場において生産業務や生産工程に関する業務と密接に関連する技能的・製造的業務に従事する労働者のほか、ホテルの調理師、医療関係の看護師、福祉関係の介護福祉士などをいう。
※名称ではなく各社様における実態に応じて判断してください。例えば、名称は「技術」であっても業務の実態が技能に近いものであれば「技能」に該当すると判断してください。

○集計対象の金額について

- ・ 原則、関西2府4県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)に勤務する実在の標準勤続者の情報に基づき、ご回答ください。ただし、該当者がいない場合で、試算額が算出可能であれば、試算額に基づき、ご回答ください。
- ・ 事務系と技術系で金額が異なる場合や、内勤者と外勤者で金額が異なる場合は、**事務系・内勤者**の情報に基づき、ご回答ください。
- ・ コース別管理を行っており、コースごとの賃金が異なる場合には、**最も高い金額が適用される職群・コースの情報**に基づき、ご回答ください。
- ・ 各標準勤続者に該当する方が複数名在籍しており、当該標準勤続者の間で金額に差がある場合は、**昇進や昇格、扶養家族等が平均と思われる方の金額**をご回答ください。

○よくある Q&A

【値の入力について】

- Q. 下記の警告が出る場合、どうすればいいか。
「この値は、このセルに定義されているデータ入力規則の制限を満たしていません。」
- A. 下記の 2 点をご確認ください。
- (i) 千の位以上の桁をご記入ください。
※ 百の位以下のセルはすでに「000」と入力済みであり、追加の入力や上書きはできません。
- (ii) 数値は半角数字でご入力ください。
- Q. 下 3 桁は「000」で固定されているが、100 円以下の単位で給与を支給している場合はどうすればいいか。
- A. 調査票にも「1,000 円未満四捨五入」と記載の通り、1,000 円未満の位で四捨五入した上でご回答ください。

【回答の有無について】

- Q. 当社に該当する区分が存在しない賃金額についてはどうすればいいか。
- A. 該当区分がない賃金額については、未回答のまま返送いただいて問題ありません。また、その旨を補足等頂く必要もありません。
- Q. 所定内賃金と基本給のいずれかのみしか回答できない場合はどうすればいいか。
- A. 所定内賃金と基本給は必ず両方ともご回答ください。片方のみの回答しかできない区分については、所定内賃金と基本給いずれも空欄でご回答ください。

【地域範囲について】

- Q. 「関西」にはどこまで含めるか。
- A. いわゆる「近畿 2 府 4 県」(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)をさしています。
- Q. 一部の区分については、関西圏内で該当する従業員が存在しない。どうすればいいか。
- A. 当該区分については回答無しで問題ない。換言すれば、関西地域において従業員が存在する区分のみご回答いただきたい。

【職掌について】

- Q. 職掌について、例えば、現場の職工を“技術”と呼称している場合には、「技術」と「技能」いずれに回答すべきか。
- A. 実態に即して回答ください。例えば、Q の場合、呼称は“技術”であっても、「技能」欄

に回答ください。

- Q. 高卒について、そもそも「事務技術」と「技能」の区分が存在しない場合は、どうすればいいか。
- A. 職掌の区分が存在しない場合は、「用語の定義」を踏まえ、実態に最も近い職掌の欄にご回答ください。

【モデルの選定について】

- Q. モデルの選定はどのような基準で考えればいいか。
- A. モデルの選定は、第一に基本給をベースに考えてください。例えば、同一区分の中でも、昇進や昇給が最も平均的な方をモデルとしてください。万が一、同一区分におけるモデルに該当する従業員が複数存在する一方で、その従業員でも手当が異なる場合は、各社においてモデルをご判断ください。

- Q. 各区分の所定内賃金および基本給について、当該区分に複数の従業員が該当する場合、各従業員への支給額の平均を算出すればいいのか。あるいは、最も平均的な従業員への支給額を回答すればいいのか。
- A. 該当者が複数で、賃金に差がある場合は、昇進や昇格、扶養家族数等が最も平均的な従業員への支給額をご回答ください。

- Q. 各区分の手当のモデルの選定は統一しなければならないのか。
- A. 全ての区分のモデルを統一する必要はありません。

- Q. 過去に当調査に回答したことがある場合、その際と同じモデルを用いて回答しても問題ないか。
- A. 原則としては、当該年度において最も平均的なモデルの賃金をご回答いただきますようお願い申し上げます。ただし、例えば特定の年齢区分における平均的な家族構成の経年変化がないなど、過去に用いたモデルが現在でも適用できるということであれば、過去に用いたモデルを用いていただいても問題ありません。

- Q. 新卒採用の従業員が存在しないが、中途採用の従業員が存在する場合は回答してもいいか。
- A. 新卒採用の従業員のみを対象としてください。

以上